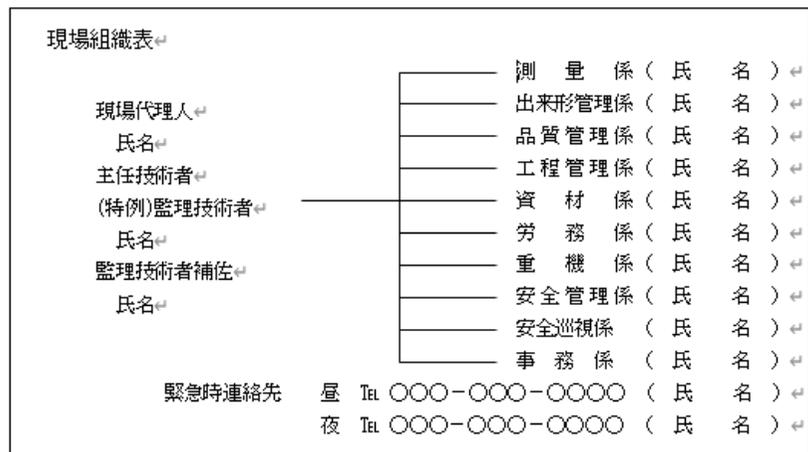


「施工計画書の作成の手引き（令和7年2月）」 新旧対照表

《P.5》

【5】施工計画書作成例と留意事項

3 現場組織表



(注) 現場事務所及び現場内に掲載すること。

(注) 現場代理人及び主任技術者（監理技術者）等は、常に連絡が可能な携帯電話等の電話番号を記載のこと。

(注) 専任特例2号の監理技術者を配置する場合は、監理技術者補佐についても氏名を記載すること。

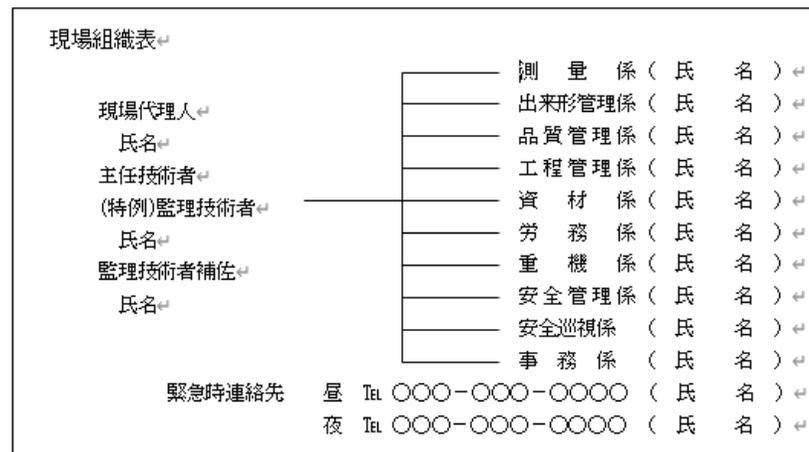
[留意事項]

- ① 下請契約も含めて、請負金額が4.5千万円以上の契約は、専任の主任技術者（監理技術者）が必要。
特例監理技術者制度による監理技術者補佐を専任で配置する場合は、土木工事共通仕様書附則第4編共通・その他1-3-3「専任特例の監理技術者の取扱い」によること。
- ② 組織表には現場で実際にその業務を担当する元請の担当者を記載すること。
- ③ 安全巡視者は現場代理人・主任（監理）技術者以外の者を選任することが望ましい。
安全巡視：労働安全衛生法第30条、同規則第637、建設工事公衆災害防止対策要綱、土木工事共通仕様書1-1-1-27の9項
- ④ 専門技術者の配置（建設業法第26条の2）
土木一式工事又は建築一式工事を施工する場合において、これらの一式工事の内容である他の

《P.5》

【5】施工計画書作成例と留意事項

3 現場組織表



(注) 現場事務所及び現場内に掲載すること。

(注) 現場代理人及び主任技術者（監理技術者）等は、常に連絡が可能な携帯電話等の電話番号を記載のこと。

(注) 特例監理技術者を配置する場合は、監理技術者補佐についても氏名を記載すること。

[留意事項]

- ① 下請契約も含めて、請負金額が4千万円以上の契約は、専任の主任技術者（監理技術者）が必要。
特例監理技術者制度による監理技術者補佐を専任で配置する場合は、土木工事共通仕様書附則第4編共通・その他1-3-3「特例監理技術者の取扱い」によること。
- ② 組織表には現場で実際にその業務を担当する元請の担当者を記載すること。
- ③ 安全巡視者は現場代理人・主任（監理）技術者以外の者を選任することが望ましい。
安全巡視：労働安全衛生法第30条、同規則第637、建設工事公衆災害防止対策要綱、土木工事共通仕様書1-1-1-27の9項
- ④ 専門技術者の配置（建設業法第26条の2）
土木一式工事又は建築一式工事を施工する場合において、これらの一式工事の内容である他の建設工事を自ら施工しようとするときは、当該工事に関し専門技術者（主任技術者）を工事現

「施工計画書の作成の手引き（令和7年2月）」 新旧対照表

建設工事を自ら施工しようとするときは、当該工事に関し専門技術者（主任技術者）を工事現場に置かなければならない。配置できない場合は、それぞれの専門工事に係る建設業の許可を受けた建設業者に当該工事を施工させねばならない。専門技術者は主任技術者（監理技術者）を兼ねることができる。

《P. 33》

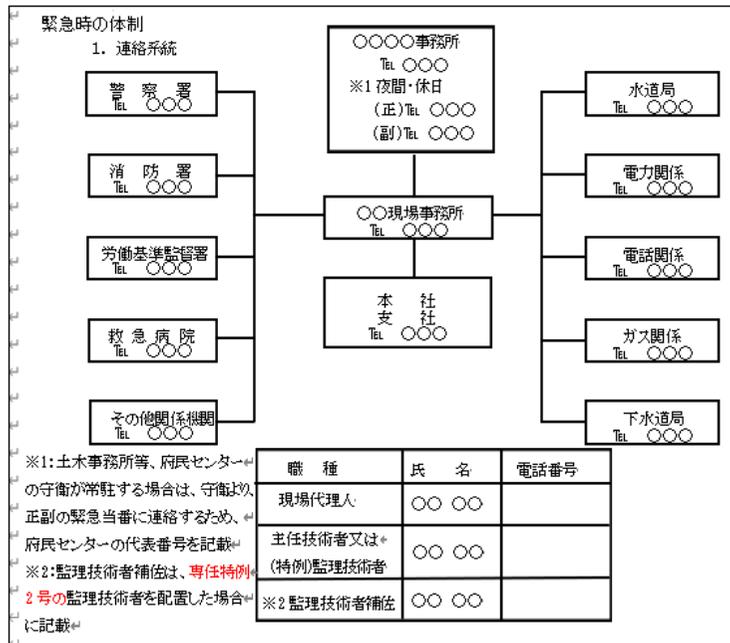
10 緊急時の体制及び対応

(3) 防災対策

ア 受注者は、大雨等により緊急事態が予想される場合は巡回点検を行うことについて記載すること。（大雨等による緊急事態が休日夜間に発生した際の対応者や到着所要時間等を含む。）

イ 現場代理人等は、巡回者の報告を整理し、発注者等との連絡調整を適宜行い、周辺状況の把握に努めることについて記載すること。

（緊急時の体制 記入例）



場に置かなければならない。配置できない場合は、それぞれの専門工事に係る建設業の許可を受けた建設業者に当該工事を施工させねばならない。専門技術者は主任技術者（監理技術者）を兼ねることができる。

《P. 33》

10 緊急時の体制及び対応

(3) 防災対策

ア 受注者は、大雨等により緊急事態が予想される場合は巡回点検を行うことについて記載すること。（大雨等による緊急事態が休日夜間に発生した際の対応者や到着所要時間等を含む。）

イ 現場代理人等は、巡回者の報告を整理し、発注者等との連絡調整を適宜行い、周辺状況の把握に努めることについて記載すること。

（緊急時の体制 記入例）

